



次世代育成支援対策推進法(次世代法)または女性活躍推進法(女活法)にもとづく

一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業の皆さま！

# くるみん認定 えるぼし認定を取得しませんか？

## ポイント1

次世代法行動計画届出企業は**子育てサポート企業**として**くるみん認定**を

女活法行動計画届出企業は **女性の活躍推進企業**として**えるぼし認定**を取得できます

- 一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、一定の基準を満たした企業は、労働局に申請を行うことによって、厚生労働大臣の認定を取得することができます。
- さらに高い水準の要件を満たすことで、プラチナくるみん認定・プラチナえるぼし認定を取得することができます。

子育てサポート企業



女性の活躍推進企業



## ポイント2

認定企業は認定マークをPRに利用できます。  
公共調達の加点評価等のメリットがあります。

### ① 認定の表示 くるみん・えるぼし共通

自社の商品や名刺、事務所、自社ホームページ、広告等で認定マークを利用することができます。  
認定企業であることをPRすることで、優秀な人材の確保や企業イメージの向上などにつながる  
ことが期待できます。

### ② 公共調達における優遇 くるみん・えるぼし共通

国の機関及び独立行政法人等が実施する調達で、加点評価を受ける場合があります。

### ③ 両立支援助成金の特例措置(厚生労働省) くるみんのみ

申請時プラチナくるみん認定:出生時両立支援コースと育休中等業務代替支援コースで加算  
申請時くるみん認定企業:育休中等業務代替支援コースの支給人数制限緩和(令和11年度ま  
で)

### ④ くるみん助成金(こども家庭庁) くるみんのみ

くるみん認定・プラチナくるみん認定を受けた中小企業に上限50万円を支給する助成金をご活  
用いただけます。

### ⑤ 賃上げ促進税制(中小企業庁) くるみん・えるぼし共通

税額控除率の上乗せ等の優遇措置を受けることができます。

(賃上げ促進税制:事業者が一定率以上給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を  
法人税額等から控除できる税制)

### ⑥ 支援資金の貸し付け時の利率引下(日本政策金融公庫) くるみん・えるぼし共通

働き方改革働き方改革実現計画を実施するために必要な設備資金および長期運転資金の貸し  
付けを受けるにあたり、基準利率の引き下げが適用されます。

両立支援助成金



くるみん助成金



賃上げ促進税制



利率引下



## くるみん認定基準(赤字は令和7年4月改正基準)



### ①行動計画に定めた目標の達成

育児休業取得状況、労働時間の状況についてそれぞれ数値目標を定めていること

### ②男性労働者の育児休業等取得率

計画期間内の育児休業取得率が30(10)%以上 または  
育児休業+育児目的休暇50(20)%以上

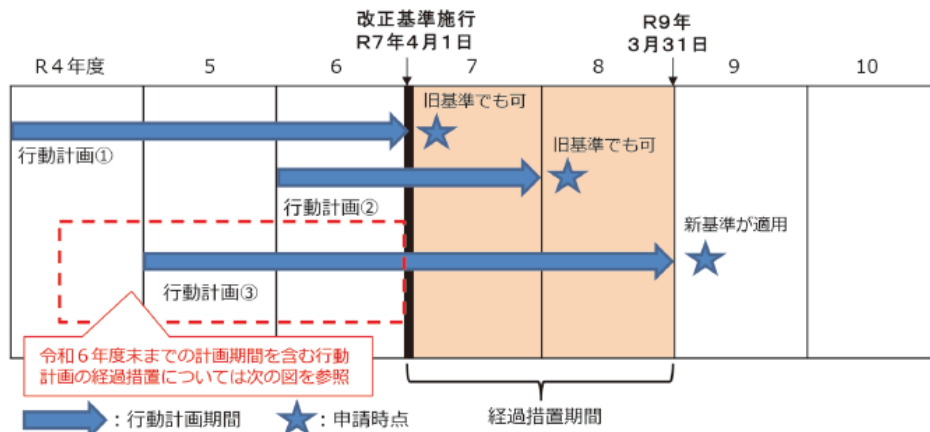
### ③女性労働者の育児休業取得率

計画期間内の育児休業取得率が75%以上  
+ 女性有期雇用労働者の育児休業取得率75%以上

### ④労働時間数

フルタイム労働者の月平均時間外・休日労働30(45)時間未満  
または 25~39歳のフルタイム労働者の月平均時間外・休日労働45時間未満

\*令和9年3月31日までは旧基準で申請することができます。



厚生労働省HP



## えるぼし認定基準

### ①採用

(直近3事業年度)男女別の採用における競争倍率が同程度であること または  
(直近の事業年度)女性労働者の割合が次の両方に該当すること

- 1.正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上
- 2.正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上

### ②継続就業(直近の事業年度)

女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数が70%以上 または  
女性労働者の継続雇用割合÷男性労働者の継続雇用割合が80%以上

### ③労働時間等

雇用管理区分ごとの労働者の月平均時間外・休日労働時間45時間未満

### ④管理職比率

(直近の事業年度)管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上 または  
(直近3事業年度)課長級に昇進した女性労働者の割合÷課長級に昇進した男性労働者が80%以上

### ⑤多様なキャリアコース(直近の3事業年度)

次の実績があること(大企業はAを含み2項目以上 中小企業は1項目以上)

- A)女性の非正社員から正社員への転換
- B)女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換
- C)過去に在籍した女性の正社員としての再雇用
- D)おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用

厚生労働省HP



## お問い合わせ先

〒920-0024

石川県金沢市西念3丁目4番1号 石川労働局 雇用環境・均等室

☎076-265-4429 ✉17sidou@mhlw.go.jp

申請をご検討の方は  
相談をお申しください

